

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊

税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

要介護認定 600 万人突破で「介護離職者対策」がますます重要に！

◆認定が初めて 600 万人超える

厚生労働省の調べによると、2015年3月時点で要支援・要介護の認定を受けた人は606万人と、前年同月に比べ22万人の増加となったことがわかりました。

600万人を超えたのは年度末ベースでは初めてのことで、国民のほぼ20人に1人に当たります。

◆過去10年では5割増

認定者の数はこの10年で約5割増えました。

男女の内訳では、認定された約606万人のうち、女性が419万人、男性は187万人。特に75歳以上の年齢層では女性の利用者が男性を大きく上回っています。

女性のほうが長生きで65歳以上の人に占める比率が57%と多いのに加え、女性は介護を受けることへの抵抗感が男性に比べて小さいとの見方もあるようです。

◆介護従事者不足が深刻に

このため、介護施設や職員の不足が一段と深刻になっています。

2014年度で利用者の伸びが特に目立つのは在宅サービスで、訪問介護やデイサービスを中心に322万人と3.7%増えました。

一方、特別養護老人ホームなど、介護施設の利用者は121万人と1.6%の伸びにとどまりました。これは、特別養護老人ホームの入居待ちが全国で約50万人いるなど、施設の不足が深刻化しているためです。

◆介護離職者の増加にも大きな懸念

公的な介護サービスを十分に受けられなければ、家族がしわ寄せを受けることとなります。

厚生労働省の調査によると、家族の介護のために離職した人は2013年には9.3万人と、前年から41%も増えました。これは5年前の約2倍の数字です。このうち4分の3は女性で、40代後半～50代が多くなっています。

家族の介護離職が増えれば経済全体を下押しする可能性もあり、日本の経済成長の足かせになる可能性もあります。

◆厚生労働省の対策は

厚生労働省は、介護離職者の増加に歯止めをかけるため、介護休業制度を複数回に分けて取れるように制度を見直す方針です。一方で、介護保険制度の維持のため給付を抑制していくことも急務で、介護給付を減らすための改革も必要とされています。

介護の認定者はさらに増え続ける見込みで、今回の調査結果から、政府はもとより、社会全体での取り組みがさらに喫緊の課題となっていることがわかります。

☞ マイナンバー制度は大丈夫か？

「マイナンバーって、一体どんな仕組みですか？」まだまだ認知度は、それほど高くありません。「自分の知らないところでよくないことが進んでいるのでは」「自分の大切な情報がもれてしまうのでは」不安を感じている人が多いのではないのでしょうか？

マイナンバーのような仕組みはドイツ、アメリカ、フランスなどの欧州諸国、アジアではシンガポール、韓国などが日本より早くから番号制度が導入されています。アメリカでは番号を盗んでその番号を使い本人になりすましてクレジットカードなどを申込み、なりすましたカードで多額の取引を行った後で行方をくらますという手口の犯罪が多発し犯罪被害が毎年数兆円に上るといわれています。お隣韓国では「住民登録番号」が盗まれWEBサイトに申し込み、さまざまな悪用を行っている犯罪者がいます。2011年には国民の7割に当たる約3500万人分の住民登録番号がハッカーに盗まれ大騒ぎになりました。

我が国日本でも今年の6月に日本年金機構がサイバー攻撃を受けて約125万件の個人情報が流失した問題をみても国民が不安を持つのは仕方ないことだと思います。

☞ 2015年10月、マイナンバー制度スタート！

不安一杯のマイナンバー制度、待った無しにスタートになります。アメリカや韓国で起きている問題は日本では解決されているのでしょうか？日本では、番号制度の導入が他の国々に比べて大幅に遅れました。しかし、遅れたことによるメリットが、実はかなりありました。

早い段階から導入した国々でわかってきた課題、特に「IT技術が進化した時代に番号をどう安全に使えるようにすべきか」についてあらかじめしっかりと検討することができたのです。マイナンバー制度について確かにいえることは「導入されてもほとんどの方はなにも困らない」し「むしろ、より便利な世の中になっていく」ということです。

☞ 一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が通知されます！

▲住民票を有するすべての方に一人一つの番号（12ケタ）が通知されます。

▲市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票と異なるところにお住いの方は注意してください。

☞ 事業主が準備すること

マイナンバーは、まず年金や社会保険、給料の源泉徴収などで利用されます！

▲正社員はもちろん、パートやアルバイトを一人でも雇用していれば、事業主は彼らのマイナンバーを取り扱うことになります。 **準備のポイント** □対応する部門、人、業務の確認

□社内規則の見直し□取扱責任者、担当者を決める□書類の様式などの変更□対応スケジュールを作る **安全対策のポイント** □保管場所・方法を決定する□管理ルール・廃棄ルールを決める□パソコンでのウイルス・情報漏えい予防策を整備する□シュレッダーなどの廃棄の仕組みをつくる□従業員への安全管理教育・研修を行う等々沢山あります。

社労士がお手伝いできる事

事業主がやらなければいけないことは沢山ありますが、皆さんの会社の準備は進んでおりますか？社労士法律ネットワークでは一般社団法人マイナンバー推進協議会に加盟し、マイナンバー制度を円滑に導入する支援のためにマイナンバー制度研究会を発足致しました。社内規定の見直しなどお役に立てると思いますので、ご相談お待ちしております。